

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例(案)の提案について

2019年2月13日

日本共産党東京都議団
維新・あたらしい・無所属の会
都議会生活者ネットワーク
自由を守る会

1、 提案理由

都議会議員の期末手当は「東京都議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」に規定があります。しかし、その支給割合については「職員の給与に関する条例」の支給割合を引用しているため、「東京都議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例」を改定せずに、職員の期末手当の支給割合が上がることで連動して議員の支給割合も同様に上がることとなります。

しかも今回の引き上げ対象は、勤勉手当であり、議員に勤勉手当はふさわしくありません。

国民の所得が伸び悩んでいる上に消費税、社会保険料などの負担増が続いているなかで、議員の期末手当もひき上げられることになり、どうてい理解をえることは不可能です。

したがって、議員の期末手当の支給割合を昨年12月改訂前に据え置くために条例案を提出します。

2、 条例案の内容

議員の期末手当の支給割合を昨年12月改定前の100分の100に据え置くものです。

3、 影響額

全体で3、765、969円です。